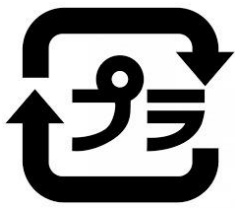


プラ容器包装の出し方について ご案内

(黄色の指定袋)

プラマークの分別で、最近多いまちがいについてご案内させていただきます。



プラマークとは

製品が入っている容器や、製品を包んである包装で、製品を使った時に不要になるもののうち、プラスチック・ビニール製のものが分別回収の対象になります。そのようなプラスチック製の容器包装（プラ容器）には、目印に、「プラマーク」が付いています。

対象は、この「プラマーク」のある、容器・包装だけです。

プラマークのないものは、全て対象外です。可燃ごみに出していただき、絶対に黄色の指定袋に混ぜないでください。

【参考：平成30年度実績では、約10%も容器包装以外のものが混入していました。】

プラスチック製品など



素材がプラスチックでも「プラマーク」がない製品（商品）であるバケツ、洗濯ばさみ、ハンガー、CD・DVD等のディスクおよびケース、歯ブラシ、ボールペン、保冷剤などはすべて対象外です。「プラマーク」がない、わからないものは「燃えるごみ」として出してください。

危険物・医療系廃棄物



プラスチック製容器包装の選別は、作業員が手作業で行っています。そのため、カミソリ、ライター、ガラス片などの危険物は絶対に混入しないようにし、「ごみ」へ分別してください。また、医療系廃棄物などは処方した医療機関にご相談ください。

汚れている「プラマーク」



汚れているとリサイクルできません。

チューブ状になったものや、レトルト容器、スナック菓子の袋など、汚れの付いているものは軽く水ですすいでからお出してください。「すすいでも汚れが落ちにくいもの」「洗いにくいもの」、「においの強いもの」は無理をせず、「燃えるごみ」として出してください。

紙おむつ



紙おむつの混入が多く見られます。紙おむつ本体は排泄物をトイレに流すなどして取り除いてから「燃えるごみ」として出してください。

引き続きごみの減量・分別にご協力をお願いいたします。